

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の登園許可証明／登園届の運用について

武蔵野市子ども育成課

「保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）」の改訂を受けて、本市の登園許可証明／登園届の運用を以下のとおりとします。

□ 本市における運用について

登園許可証明対象の疾病 (医師が記入する意見書)	登園届対象の疾病 (医師の診断を受け保護者が記入)
①麻しん (はしか)	⑭溶連菌感染症
②インフルエンザ ※	⑮マイコプラズマ肺炎
③新型コロナウイルス感染症 ※	⑯手足口病
④風しん	⑰伝染性紅斑 (りんご病)
⑤水痘 (水ぼうそう)	⑱ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
⑥流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	⑲ヘルパンギーナ
⑦結核	⑳RSウイルス感染症
⑧咽頭結膜熱 (プール熱)	㉑帯状疱疹
⑨流行性角結膜炎	㉒突発性発しん
⑩百日咳	
⑪腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	◆登園許可証明の必要の有無は、この表にかかわらず医師の指示に従ってください。
⑫急性出血性結膜炎	
⑬侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	

※は必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可証明は症状の改善が見られた段階で記入することが可能です。

□ 保育所等への提出書類

- 登園許可証明 ①～⑬までの疾病の場合、医療機関で発行
※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は「登園許可証明」の対象となります。
- 登園届 ⑭～⑲までの疾患の場合、保護者が記入

□ 新型コロナウイルス感染症の療養期間の目安

症状ありの場合		療養期間の目安 (以下の2つの項目を両方満たすこと)			
		1. 発症から5日が経過していること 2. ★解熱剤等を使用せず症状が軽快してから、24時間経過していること			
◆ 5日間で療養解除できる場合					
0日	1～3日目	4日目	5日目	6日目	
発症日		★症状軽快	療養終了日	登園可能	
◆ 5日間で療養解除できない場合					
0日	1～4日目	5日目以降	5日目以降+1日	5日目以降+2日	
発症日		★症状軽快	療養終了日	登園可能	
症状なしの場合		0日	1～4日目	5日目	6日目
		検体採取日	療養終了日		登園可能

- 当初は無症状であり、療養中に症状が現れた場合は、症状が現れた日を発症日として、**症状ありの場合**の基準に沿って療養してください。

□ 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生報告につきましては、令和5年5月8日以降は不要となりました。